

本論文は

世界経済評論 2021 年 5/6 月号

(2021 年 5 月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料
OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売



押田 努

(一財) 安全保障貿易情報センター (CISTEC) 専務理事

米中緊張の狭間で直面する企業・大学のリスク

米中緊張下での米国の一連の対中強硬措置と中国の対抗的規制とによって、日本企業や大学等は一種の「踏み絵」を迫られる構図となってきた。

バイデン政権での動向が注視されるが、その趨勢には基本的には変化がなく、米中の狭間で企業や大学のリスクはむしろ増幅されていく可能性があると思われる。

留意点 1：米国の対中強硬姿勢は、引き続き議会、政府を問わない

米国の対中強硬措置は、議会が主導する側面が多々あった。安全保障（経済安全保障を含む）関連の政策等を義務付ける国防権限法 2021 が大統領選後に成立したが、対中強硬姿勢には何らの変化もない。他にも、外国企業説明責任法（監査情報の開示や中国共産党の支配下にならないことの説明義務）、台湾保証法（台湾への武器売却の常態化や台湾の国際組織への参加の支持促進等）、チベット人権法等の、中国の「核心的利益」に関わる強硬法案が上下院とも全会一致で可決・成立している。

ポンペオ国務長官がウイグルのジェノサイド認定をしたのも、超党派の「中国に関する連邦議会・行政府委員会」が政府に要請したからであり、プリンケン新国務長官も支持表明した。

米国の対中政策に影響力がある米議会の米中経済・安全保障調査委員会（USCC）年次報告書も従来と変わらず、中国に対する厳しい分析と提言とを行っている。政府高官候補も、上院公聴会で基本的には対中政策を維持する姿勢を示した。

留意点 2：米国の対中強硬政策の背景は、軍民融合戦略による軍事力拡大と人権侵害への厳しい批判

米国の対中強硬政策の主要な背景の一つは、2016 年以降推進されつつある中国の軍民融合戦略である。優れた民生技術は軍事応用に直結し得る。今や電子戦、宇宙戦、サイバー戦の世界である。同戦略では、「軍民の高度先端技術の共有と相互移転を促進し、……科学技術・経済・軍事において機先を制して有利な地位を占め、将来の戦争の主導権を奪取する」と堂々と謳われている。AI 兵器、次世代戦略兵器等の開発の推進により、米国の軍事的優位性は揺らぎかねなくなっている。

そして、次世代社会インフラ、軍事的インフラである 5G で中国の覇権を許せば、同盟国との軍事機密の共有が困難になるとの危機感が米国にはある。

海外企業も拘束する再輸出規制や、Entity List 掲載による輸出禁止は強力な経済的「武器」となっている。新たに法律に基づき公表された「軍事エンドユーザーリスト」、「中国軍の所有・管理下にある中国企業リスト」もまた、軍民融合戦略への対抗手段である。

人権侵害関連の制裁も出てきている。その一般法として、グローバルマグニツキー法がある。ウイグル人権法では、強制労働等関与当局者やその支援企業に対する金融制裁を定め、欧米等企業に対してもサプライチェーンからの関連製品の排除を要求している。監視関連企業に対しても輸出規制がなされたほか、議会の意向で強

制労働関与製品の輸入規制を強化しつつある。

留意点3：米国政府の Entity List, 再輸出規制で企業が直接的影響を受ける局面の増大

日本の産業界が米国議会・政府の規制の影響を実感することになったのが、①国防権限法 2019 における中国企業製通信・監視機器等の米政府調達禁止であり、② DRAM の中核国策企業である JHICC (福建省晋華集成電路) に対する禁輸であった。

政府調達禁止では、ファウエイ等の特定5社の通信・監視機器等を使用している企業の製品の調達まで禁止するものであるため、世界各地でそれらの中国製サーバー、スマホ等を使っている企業は、製品分野を問わず利用機器の変更や国際的なサプライチェーンの組替え検討を余儀なくされた。

JHICC は、18年10月の操業開始間近の時点で禁輸措置が取られた。これにより、米国からの半導体製造装置等の提供ができなくなり、同社の操業は頓挫したが、日本政府・企業にも、米国の措置に同調するよう強力に求められた。Entity List は、「米国の安全保障及び外交上の利益に反する者」であるため、以降、日本企業においては、Backfill 的取引（米国企業が輸出できないことを奇貨とした抜駆けの取引）に対する抑止が働くようになった。

より直接的な強力な措置が、ファウエイグループに対する「直接製品規制の拡大適用」だった。米国製機器・ソフトを使って製造した製品等の同グループへの再輸出が禁止された(20年5~8月)。半導体製造装置や半導体設計自動化ソフト(EDA)等は米国が圧倒的なシェアを有するため、製造受託している台湾の TSMC や日本の多くの企業も取引を断念せざるを得なくなった

人権侵害関与企業として Entity List 掲載さ

れている中国企業も、日本企業との取引が少ない。これが禁輸から制裁にステージが上がるとすれば、取引する日本企業も同様の制裁を受ける仕組みであるため、ドル決済等もできなくなり、致命的打撃を受けかねない。

留意点4：半導体関連分野で強まる米国の規制同調圧力

民生、軍事問わず、鍵となるのが半導体である。米国は、JHICC、ファウエイに対する禁輸に加えて、中国の半導体サプライチェーンの中核である SMIC への禁輸も行うに至った(20年12月)。

今後注視する必要があるのは、第一に ECRA (輸出管理改革法) に基づく「基盤的技術」規制における半導体製造装置等の扱いである。「基盤的技術」は「エマージング技術」とは異なり既に成熟した製品・技術概念であるが、半導体製造装置が例として挙がっている。規制の対象分野、手法が焦点となってくる。第二は国防権限法 2021 における「多国間半導体セキュリティ基金」構想である。信頼できる半導体とそのサプライチェーンの構築を目的としており、参加するパートナー国政府との取決めによって助成が行われるものだが、運用に際し、パートナー国と半導体製品・技術の中国への輸出許可方針を実質的に米国と同等とするよう規定しているほか、関連の政策・規制で共通の取組み促進を求めている。

留意点5：アカデミアにおける機微技術流出阻止に向けた圧力強化

中国の軍民融合戦略では、国防大学だけでなく、一般大学もまた「科技興軍」「自主创新」の号令の下で貢献が求められている。「軍事四証」の資格を取得し、軍事研究に参画している。

米国は、中国の国防7大学等を禁輸対象とし

た。「千人計画」等への専門家としての参加や中国からの研究資金受入れについて隠蔽があったとして、ハーバード大やMIT等の著名大学の教授等の逮捕が相次ぎ、衝撃が走った。アカデミア側からも、利益相反行為は研究不正と同じとの提言がなされるようになった。

日本でも、中国の国防7大学やリスク度が高いと評価されている大学と研究交流協定を結んでいる大学は少なくない。日本での研究環境が劣ることもあり、招聘に応じて中国で研究したり、中国からの研究資金で日本で研究する場合も多々あるが、米国で排除された流れが日本に向かっていく可能性は高い。地方大学にもその動きは波及している。中国の大学が日本のメガバンクと組んで日本でサイエンスパークを展開するという動きもある。中国科学技術部傘下の科技日報は、18年に「早急に攻略を要するコア技術35項目」というものを明らかにし、最近も中国内で改めて注目されているが、その大半は日本企業や大学が有するものだった。

留意点6：この5~6年で激変した中国のビジネス環境と新たなリスク

中国では、国家安全法制が外商投資促進法令をオーバーライドしつつある。「外商投資法」のような法令だけを見がちだが、国家安全法制とそのリスクを看過することはできない。

2013年に打ち出された「総体的国家安全観」概念は、一般的な軍事的安全よりもはるかに広汎である。これに基づき、反スパイ法、新・国家安全法、反テロ法と続き、更に17年には、国家情報法が制定された。これはスパイ活動を担う国家安全部の活動に対して全国民・組織に秘密裡での協力を義務付けるもので、欧米諸国が中国への警戒を格段に高める契機となった。同法による技術流出リスクは、外商投資法制での知財の保護とは相容れないものである。更

に、サイバーセキュリティ法、データ安全法案は、「国家安全」のために情報開示を求めることが可能になっている。

「中国製造2025」は、主要産業分野での国産化率向上を目指すものであり、裏を返せば、外資企業やその分野の選別が始まったということでもある。

留意点7：中国とのビジネスの前提を揺るがしかねない中国輸出管理法や関係法令／「股裂き」「踏み絵」状態に

中国輸出管理法が20年12月に施行されたが、規制内容が国際的に見て極めて異質だという問題がある。下位規則等は未公表だが、再輸出規制（中国原産品が含まれる製品等の日本からの再輸出が要許可）、法人内も含むみなし輸出規制、輸出先の実地検査等が導入されるとの見方が中国法曹界では強い。日米欧の三極の主要産業団体は連名で、「投資・貿易環境に著しい悪影響を与える」として再考を求めたが、回答はない。

また、「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の拡充、「信頼できない主体リスト」制度の導入もなされた。前者は、中国が優位性を持つ重要技術の輸出規制を導入し、後者は、（米国の禁輸等を念頭に）「正常な取引を中断」「差別的措置を取る」ことで中国やその企業の利益等に損害や危害を与える者に対して制裁を科すというものである。

更に、今年1月初めには、「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法」が施行された。他国の制裁法規等により、中国企業と第三国企業との正常な取引が妨げられた場合に、その制裁法規等に従うことの禁止、損害賠償請求権等が盛り込まれている。

これらの一連の報復的制度の導入により、米国等による禁輸、制裁と中国からの制裁との狭

間で「股裂き」「踏み絵」状態となる可能性が生じている。

習近平主席が、世界の産業チェーンの中国依存度を高めることで強力な反撃能力を備えるよう指示したことが、共産党理論誌『求是』に掲載されたが、中国への依存度が高い企業は、輸出管理法とその関連規制に翻弄されかねない。

以上のような諸々の状況を踏まえれば、米中

の狭間で企業や大学が選択を迫られ、リスクに直面する局面が増えていくと思われる。

なお、金融商品取引法の内閣府令改正により、2020年3月以降の有価証券報告書から、「事業等のリスク」と対応策を「具体的に」記載することが義務付けられた。経済安全保障関連リスクの投資家への開示をどうするかが、新たな課題となってきている。

(おしだ つとむ)

調査研究シリーズ（2021年2月刊）のご案内

(一財)国際貿易投資研究所のホームページ (<http://www.iti.or.jp>) から全文をダウンロードすることができます

「アフリカ地域における課題解決へ向けた協働ビジネス開発研究」(No.113)

【目次】第1章 「アフリカ地域における課題解決へ向けた協働ビジネス開発」報告(本論) / 第2章 アフリカビジネス協議会の設立と活動(研究会報告から) / 第3章 アフリカ・ビジネス・イノベーションとコロナ禍での展開(研究会報告から) / 第4章 アフリカ農業と今後の展望/報告補遺

「日本の米国、インド、EU との EPA/FTA が企業活動にもたらす影響調査」(No.112)

【目次】1. 日本の米国、インド、EU との EPA/FTA が企業活動にもたらす影響調査事業の概要と調査工程
2. EPA/FTA 調査事業の普及 / 3. アジア太平洋の貿易における FTA 利用状況 / 4. 2020 年における日本のインド、米国、ベトナム、EU との貿易における平均関税 / 5. 2020 年における日本のインド、米国、ベトナム、EU との貿易での関税削減効果 / 6. 2020 年におけるベトナムの日本、EU との貿易における平均関税率 / 7. 2020 年におけるベトナムの日本、EU との貿易での関税削減効果 / 8. 2020 年における EU の日本、ベトナムとの貿易における平均関税率 / 9. 2020 年における EU の日本、ベトナムからの輸入での関税削減効果 / 10. 従来の高関税に加え、税率の引き上げが続くインド～日本からの輸出では EPA の活用で大きなメリット～

「グローバルガバナンスにおける中国の戦略とその影響力 ～2020年の中国経済政策及び今後の展望」(No.111)

【目次】第1章 新型コロナウイルス後の中国のグローバルガバナンス戦略 / 第2章 米中対立が中国経済に与える影響と中国の対応 / 第3章 数値からみた中国の「一帯一路」構想の実像～「親中」国を増やすために推進～ / 第4章 双循環、人民元の国際化と日中金融協力 / 第5章 中国の金融・財政構造の変化と将来展望 / 第6章 中国のグローバルガバナンス政策と国家免除制度に関する立法検討 / 第7章 中国の定年退職年齢引き上げ問題の背景と課題

「台湾にみるコロナ禍の経済的影響と新型コロナウイルス感染症封じ込めの秘訣」(No.110)

【目次】1. 堅調な経済 / 2. コロナ封じ込めに向けた迅速な初動対応 / 3. 積極的な情報開示で防疫を呼びかけ / 4. 公平性重視のマスク実名購入システムで価格高騰も抑制 / 5. SARS 禍経験による感染症対策の強化が奏功 / 6. 補償と罰則をセットにした立法措置 / 7. 瘴癘(しょうれい)の地を克服してきた矜持

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677

E-Mail: jimukyoku@iti.or.jp / URL: <http://www.iti.or.jp/>